【機密性2情報】 【局内限り】

5 近企第 3 6 号 - 4 令和 5年 7月24日

分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 片山 宏文 殿

近畿中国森林管理局長 國井 聡

本谷奥山腹工事開札結果に係る再苦情申立てについて

令和5年6月22日付け5鳥管第241号-2で進達のあった再苦情の申立てについて、近畿中国森林管理局入札監視委員会(苦情処理会議)から、別添のとおり意見書の報告があったので通知する。

貴殿におかれては、当該意見書を踏まえ適切に対応し、講じた措置について速やかに報告する こと。

(担当:企画調整課 監査官)



令和5年7月24日

近畿中国森林管理局長 殿

近畿中国森林管理局入札監視委員会 委員長 岩本 大

再苦情申立てについて(意見書)

令和5年6月27日付け5近企第36号をもって審議依頼のあった令和5年6月12日付で兵岡 建設株式会社から提出された再苦情申立について、当委員会として別紙のとおり意見書を作成し ましたので報告します。



意見書

第1 結論

本入札執行は、全ての入札参加者が誤った公表単価を参考として使用したものと推測されることから、同一条件の下で入札が行われたものと想定される。しかしながら、修正した正しい単価を用いて予定価格及び調査基準価格を算出して入札を執行した結果、本来の入札順位と異なる入札結果となったことに鑑み、入札執行の手続きが公正に実施されていないと判断する。

第2 申立人の主張

契約状況としてホームページで公表された積算内訳書の金額と電子入札ダウンロードシステムで公表された材料明細書記載の単価に基づき積算した金額が異なることの説明と申立者が落札者とならなかった理由の説明について、入札監視委員会による再苦情処理手続を踏まえ、適正に措置すること。

第3 当委員会の判断理由

当委員会は前項第2の主張の根拠となる事項について審議を行った結果、全ての入札参加者が誤った公表単価を参考として使用したものと推測されることから、同一条件の下で入札が行われたものと想定される。

しかしながら、仮に、誤った公表単価を用いて予定価格と調査基準価格を積算して入札を執行した場合、3者ともに施工体制評価点30点が付与されたところであるのに対し、実際には、修正した正しい単価を用いて予定価格と調査基準価格を積算して入札を執行した結果、応札額が調査基準価格に満たない2者に対して施工体制評価点10点を付与することとなった。

このため、本件については誤った公表単価を参考として入札に参加した3者に対して、正しい単価を用いて予定価格と調査基準価格を積算して入札を執行した結果、施工体制評価点の点数に違いが生じ、本来の入札順位とは異なる入札順位となったものであり、当該入札執行の手続きが公正に実施されていないと判断される。

5 鳥管第 241 号 - 3 令和 5 年 7 月 26 日

兵岡建設 株式会社 代表取締役社長 坂野 聖季 殿

> 分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 片山 宏文

本谷奥山腹工事開札結果に係る再苦情申立て(回答)

令和5年6月12日付けで貴社から申立てのあった再苦情について、近畿中国森林管理局 入札監視委員会に審議を依頼したところ、この程、別添のとおり意見書(別紙参照)の報告 がありました。

本入札執行については、誤りがあった公表単価と異なる単価を用いて予定価格及び調査基準価格を算出した結果、施工体制評価点の配点に影響し、本来の入札順位とは異なる結果となったことから、入札執行の手続きが公正に実施されていないと判断されたところであり、令和5年6月5日付けで締結した工事請負契約については契約を解除し、再発防止に取り組むこととします。

(担当:総括事務管理官 TEL:050-3160-6125)

意見書

第1 結論

本入札執行は、全ての入札参加者が誤った公表単価を参考として使用したものと推測されることから、同一条件の下で入札が行われたものと想定される。しかしながら、修正した正しい単価を用いて予定価格及び調査基準価格を算出して入札を執行した結果、本来の入札順位と異なる入札結果となったことに鑑み、入札執行の手続きが公正に実施されていないと判断する。

第2 申立人の主張

契約状況としてホームページで公表された積算内訳書の金額と電子入札ダウンロードシステムで公表された材料明細書記載の単価に基づき積算した金額が異なることの説明と申立者が落札者とならなかった理由の説明について、入札監視委員会による再苦情処理手続を踏まえ、適正に措置すること。

第3 当委員会の判断理由

当委員会は前項第2の主張の根拠となる事項について審議を行った結果、全ての入札参加者が誤った公表単価を参考として使用したものと推測されることから、同一条件の下で入札が行われたものと想定される。

しかしながら、仮に、誤った公表単価を用いて予定価格と調査基準価格を積算して入札を執行した場合、3者ともに施工体制評価点30点が付与されたところであるのに対し、実際には、修正した正しい単価を用いて予定価格と調査基準価格を積算して入札を執行した結果、応札額が調査基準価格に満たない2者に対して施工体制評価点10点を付与することとなった。

このため、本件については誤った公表単価を参考として入札に参加した3者に対して、正しい単価を用いて予定価格と調査基準価格を積算して入札を執行した結果、施工体制評価点の点数に違いが生じ、本来の入札順位とは異なる入札順位となったものであり、当該入札執行の手続きが公正に実施されていないと判断される。